

## 東京における第6期1号介護保険料の実態とその分析

鈴木力雄

### Analysis of 6th Long-Term Care Insurance Premiums within Tokyo : Current Situation

SUZUKI Rikio

東京における第6期介護保険料基準月額の現状について、介護保険料基準月額が高い保険者は区部に多く、市部で少ないこと、積極的に多段階制を導入している保険者は区・市部に多く、標準に留まっているのは町村部に多いことを指摘した。

また、介護保険料設定における低所得者への対応については、第5期に比べ、第1段階保険料率を標準以下に軽減している保険者数が減少していること、介護保険料基準月額と第1段階保険料率の関連がないことを明らかにした。

そして、介護保険料設定における高所得者への対応については、最高段階保険料は、区部で高く、町村部で低いこと、最高段階保険料と最高段階対象所得には正の相関があることを明らかにした。

キーワード：介護保険料 保険料率 保険料所得段階

In Tokyo, during Term 6, insurers whose standard monthly long-term care insurance premium was high were found to be more common in the wards and fewer in the cities. Insurers who were actively incorporating a multilevel system were noted to be more common in the wards and cities, whereas those who retained the typical system were more common in towns and villages.

When practices of setting long-term care insurance premium for low-income earners were considered, the number of insurers who reduced the Level 1 premium rate to below the standard level was found to have decreased since term 5. There was no consistent correlation between standard monthly premium amounts and level 1 premium rates.

When practices of setting long-term care insurance premium for high-income earners were considered, maximum premiums were higher in the wards and lower in towns and villages. There was shown to be a positive correlation between maximum premium amounts and income for the highest income levels. Key words: long-term care insurance premium, premium rate, income levels for calculation of premium

## I. はじめに

3年ごとに改訂される介護保険料について、2015～17年度に相当する第6期の計画期における介護保険料について検討する。ここでは、保険者（区市町村）ごとに定められている1号介護保険料（65歳以上の被保険者から徴収）について取り上げる。

これまでの東京の介護保険料に関する先行研究を整理すると、第2期については、1号介護保険料基準月額が前期より上昇し、上昇を据え置いた保険者は限定的であるという指摘がある（渡辺，2003）。

第3期については、1号介護保険料基準月額が前期より上昇し、保険料段階の多段階化が多くの保険者で進んでいることが指摘されている（鈴木，2006～2007）。

第4期については、1号介護保険料基準月額が前期に比べマイナスの伸びとなる一方で、最高段階保険料率は上昇し、また同じ所得段階でも保険者間の介護保険料が大きく異なることが指摘されている（鈴木，2009 2010a 2010b）。

第5期については、さらに多段階化が進行し、第1段階保険料率は軽減化され、また最高段階保険料率の保険者間の差が拡大していることが指摘されている（鈴木，2013a 2013b 2014）。しかし、これらはいずれも東京の全保険者を対象としたものではなく、区市を分析している所に限界がある。また、国立情報学研究所が運営する学術論文データベースCiNii Articlesにおいて「介護保険料」＋「東京」のキーワードで論文検索を行っても、第6期についての先行研究は見当たらない。

そこで、本稿の目的は、①東京における第6期介護保険料基準月額の現状を把握し、②介護保険料設定における低所得者への対応、③高所得者への対応を明らかにすることである。

本稿の構成は、上記の目的に合わせ、「II. 介護保険料基準月額」では、介護保険料基準月額および介護保険料所得段階数の現状を述べ、第5期からの変化を明らかにし、保険者間の比較を行う。「III. 低所得者への対応」では第1段階保険料について現状を述べ、第1段階保険料率について保険者間の比較を行い、介護保険料基準月額と第1段階保険料率の関連について確認する。

「IV. 高所得者への対応」では最高段階保険料の現状を述べ、介護保険料基準月額と最高段階保険料率の関連について確認し、さらに最高段階保険料と最高段階対象所得の関連も見ることとする。最後に「V. おわりに」において結論をまとめる。

## II. 介護保険料基準月額

東京における第6期介護保険料についてまとめたものが表1である。また、前期からの変化を確認するために第5期介護保険料についてまとめた表2も併せて提示しておく。以下では、これらの表に基づき、介護保険料基準月額について述べていく。

まず、内容に入る前に介護保険料に関する制度改正について確認しておく。第6期1号介護保険料については、公費を投入した低所得者への保険料軽減の仕組みが設けられ、また、標準の介護保険料所得段階が6段階から9段階に改められた（社会保険研究所，2015，pp. 26-27）。これらの制度改正は、1号介護保険料基準月額が計画期ごとに値上がりしてきたことに対する対応と考えられる。

東京における1号介護保険料基準月額の加重平均は、5,538円と初めて5千円台の大台に乗り、対前期比で1.11倍の伸びであった。全国の加重平均は5,514円であり、対前期比は1.11倍であることから、全国的に見ても、東京はほぼ平均的な額、比率であることが分かる（厚生労働省，2015）。また、東京における第2期から第6期までの対前期比が0.99～1.25倍であったことを考えると、この点から見ても平均的な増加であったことが分かる。

また、介護保険料所得段階の標準が9段階になっているが、保険者は自らの判断によってその段階数を増やすことができる。東京における所得段階数の平均は、13.4段階と標準を大きく上回っている。国が標準段階を6段階から9段階に引き上げた理由として、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うことを挙げられており、その意味では東京都の中にある保険者は極めてきめ細やかな保険料設定をしていると評価することができる。9段階に増える前の第5期においても、平均は12.5段階であり、実は第4期において既に9段階を超え、10.3段階を示していることから、今期よりずっと以前から取り組まれてきたことが分かる。

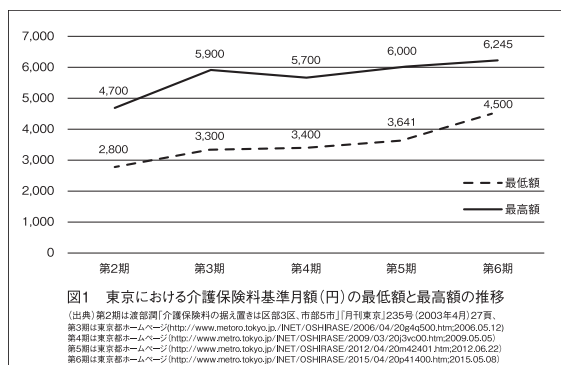
続いて、各保険者についての比較だが、第6期において最も高いのは港区の6,245円で、続いて奥多摩町、青ヶ島村の6,200円、足立区の6,180円となっている。逆に最も低いのは羽村市の4,500円で、続いて多摩市の4,550円、小笠原村の4,640円、東村山市の4,725円となっている。これらから、区部では保険料が高い保険者が目立ち、市部では保険料が低い保険者、町村部では両方が見られるという傾向がある。町村部は人口規模が小さいため、保険料が極端に高くなったり、低くなったりする



ことが考えられるが、区部と市部で対照的な傾向を示したことは、興味深い。しかしながら、その理由はよく分からない。なお、第6期における最高額と最低額の差は1,745円だが、第3期から第5期にかけて、2千円を超えていたことを考えると、その差が縮小していることも指摘しておく（図1）。

次に、第6期において対前期比が高かったのは1.36倍の新島村(4,200円→5,700円)、続いて1.32倍の三宅村(3,641円→4,793円)、1.30倍の国分寺市(4,425円→5,733円)であり、いずれも第5期において東京の加重平均(4,992円)より大幅に低かった保険者であることが分かる。逆に、対前期比が最も低かったのは0.98倍の荒川区、続いて1.0倍(つまり同額)の墨田区、檜原村、小笠原村である。こちらは、小笠原村を除き、第5期における東京の加重平均より大幅に高かった保険者である。このように、対前期比については、前期の1号介護保険料基準月額が相対的に高かったか、低かったかによって、影響を受けていることが読み取れる。

最後に、所得段階数を見ると、最も多いのは18段階の武蔵野市と清瀬市で、続いて17段階の大田区、西東京市となっている。逆に最も少ないのは、標準の9段階で、檜原村、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、小笠原村となっている。このことから、積極的に多段階制を反映させている保険者は区・市部に多く、標準に留まっているのは、町村部、特に島しょ部に多いことが分かる。多段階制の目的が、所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定であることを考えると、どの保険者であっても、積極的に対応することが望ましいと考える。なお、前述した所得段階の数の多さだけを見ると、区部よりも市部の方が多段階制に積極的に見えるが、実際には表1にあるとおり、全体として区部の方が段階数が多く、市部の中のいくつかの保険者が突出して所得段階数を多くしている実態があると理解できる。



### Ⅲ. 低所得者への対応

ここでは、介護保険料所得段階が第1段階(市町村民税が世帯非課税で、老齢福祉年金受給者、生活保護被保護者等)の保険料について検討する。

前述したとおり、1号介護保険料基準月額は、計画期によって上昇の幅は異なるものの、先行研究のレビューでも確認したとおり、計画期を重ねるごとに確実に上昇し続けている。これまで、第1段階の保険料は、基準額×保険料率0.5になっていたが、基準額の上昇の影響により、低所得者の保険料納付の負担も相対的に高まっており、第6期よりそれを軽減するための対策がとられるようになった。具体的には、低所得者の保険料軽減に要する費用を特別会計に繰り入れ、第1段階(旧第1・2段階)の保険料は、2015年4月からは基準額×保険料率0.45に、2017年4月からは基準額×保険料率0.3に引き下げられることになっていた<sup>1</sup>(社会保険研究所, 2015, p.26)。

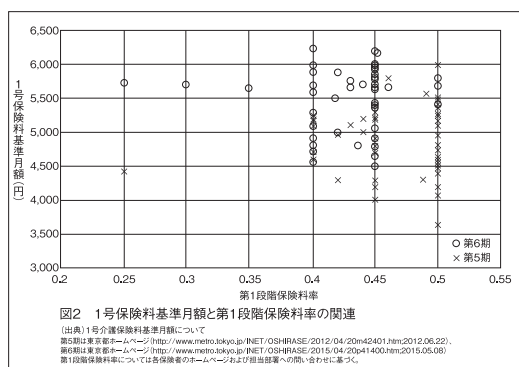
また、従前より、制度的には市町村は低所得者への配慮等のために、独自の判断で保険料率を変更することが認められている。そこで、第1段階保険料率を0.45よりも軽減している保険者の数に注目してみると、第5期は33団体だったが、第6期では24団体と大幅に減っている。標準未満に軽減した保険者が減った理由としては、公費の投入によって、第1段階の保険料率が0.5から0.45に引き下げられ、さらに0.3にまで引き下げられる予定だったことから、それ以上の引き下げは手控えられたのではないかと。ところが、消費税率の引き上げの延期により0.3への引き下げ実施は見送られ、実質的に第5期よりも保険料率が高くなっている保険者が3つある(渋谷・豊島・日の出:0.4→0.45)。それらの保険者では1号介護保険料基準月額も上昇していることから、低所得者にとっては小さくはない影響が生じている。

さらに、島しょ部の大島町、神津島村、八丈町では、標準より高い第1段階保険料率(概ね0.5)となっており、こちらについても公費投入による引き下げを見込んでのことと推測されるが、これについては低所得者への配慮を行うという制度設計の本来の趣旨から、結果として逸脱することになっており、また公平性の観点からも、問題のある設定ではないだろうか。

一方で、思い切った引き下げをしている保険者は、国分寺市(0.25)、千代田区(0.3)、国立市(0.35)である。これらの保険者が、2017年4月にどのような第1段階保険料率を設定する予定であったのかは不明である

が、引き下げが延期になっても、その影響を最小限に抑えたという意味では評価できる。

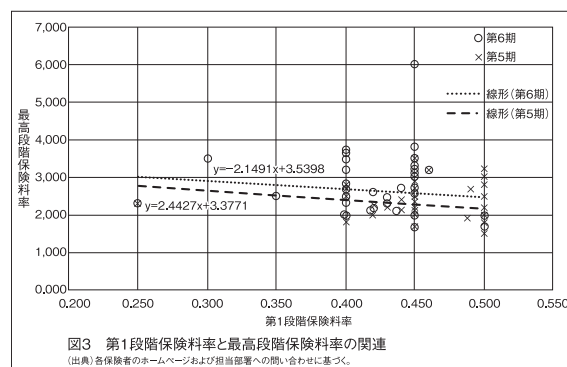
論理的に考えるならば、1号介護保険料基準月額が高額になれば、第1段階保険料率を低く抑える必要が増すと思われる。そこで、両者の関連を散布図で見ると(図2)、1号介護保険料基準月額と第1段階保険料率の間には関連が無いようである。例えば、先ほど取り上げた大島町、神津島村、八丈町は、特に1号介護保険料基準月額が低いわけでもなく、国分寺市、千代田区、国立市のそれが高いわけでもないことが分かる。また、第1段階保険料率が0.4の1号介護保険料基準月額の分布と0.45の分布を比較しても、むしろ0.45の方が基準月額が高い方に偏っているように見える。したがって、第1段階保険料率は、基準額によって定まっているのではなく、それ以外の要因によって左右されていることが推測される。



#### IV. 高所得者への対応

介護保険料は基準額(第6期より第5段階)を中心に、原則として第1~4段階の保険料を安くした分と第6~9段階の保険料を高くした分は、均衡させるような仕組みになっている。したがって、低所得者に相応の配慮をするためには、その分を第6~9段階の保険料で埋め合わせなければならない。実際に、第1段階保険料率と最高段階保険料率の関連を見てみると、第6期、第5期ともにわずかではあるがマイナスの傾きを示している(図3)。

そこで、第6期において、高所得者の介護保険料が実際どのようになっているのかを見てみる。標準では第9段階までであるが、東京の多くの保険者は10段階以上の多段階制を採用している。ここでは、その最高段階における保険料について取り上げると、最も高いのは、渋谷区の33,783円で飛び抜けており、続いて港区の22,794円、新宿区の21,830円、葛飾区の20,930円となっている。



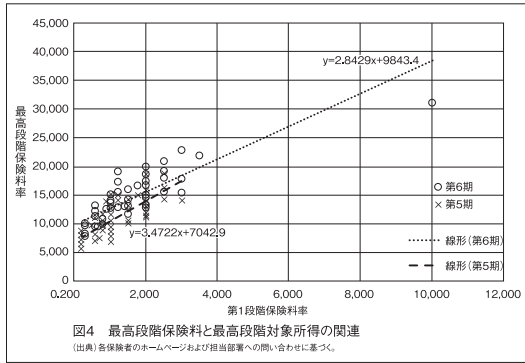
ここまでは2万円の大台を超えており、全て区部が占めている。逆に低いのは、小笠原村の7,888円が最も低く唯一の7千円台で、続いて三宅村の8,148円、稲城市の8,158円、利島村および御蔵島村の8,160円と8千円台が続いている。保険者の置かれている条件があまりに異なるので、比較の意味はあまりないが、小笠原村と渋谷の最高段階保険料の差は、4倍以上にもなる。

これらの金額は各保険者における基準額×保険料率によって決まるので、それぞれの違いが反映されている。それらと比較してみると、1号介護保険料基準月額では渋谷区などの高いグループは、5、6千円台、小笠原村などの低いグループは4千円台と差があり、保険料率では高いグループが(渋谷区の6.0は例外的としても)3.5~3.7なのに対し、低いグループでは全て0.45に留まる。このことから、保険料率の違いだけでなく、基準額にも違いがあることが分かる。

この最高段階保険料を比較するにあたって、もう一つ重要な金額がある。それは、どの程度の所得層に対しての保険料かである。東京の平均は、1,568万円以上だが、高いグループでは渋谷区の10,000万円を筆頭に、2,500~3,500万円以上と設定されているのに対し、低いグループではいずれも標準の金額である290万円以上に設定されており、保険者によって大きく異なる実態が存在している。

そこで、最高段階保険料と最高段階対象所得の関連を見てみると(図4)、いずれも右肩上がりの分布となっており、第6期では最高段階対象所得=2.8429×最高段階保険料+9843.4という回帰直線でその関係を表すことができ、正の相関を示している。つまり、高所得者の保険料を設定するにあたっては、その所得状況に合わせて、設定していることが伺える。これは、先ほどの1号保険料基準月額と第1段階保険料率の関連とは対照的である。

ただし、細かく見てみると、そうとばかりとは言え



ない実態もある。例えば、最高段階保険料が9千円台の保険者を見てみると、市部では最高段階対象所得を概ね600~1,000万円以上に設定しているのに対し、低いグループにおける最高段階対象所得の設定が290万円以上という設定は、保険料が同じレベルであることを考えるとややバランスを欠く印象を受ける。それを是正するためには、最高段階保険料と最高段階対象所得の組み合わせについて、より考慮する必要があるのではないだろうか。

## V. おわりに

本稿では、①東京における第6期介護保険料基準月額  
 の現状について、i)第6期介護保険料基準月額の平均および対前期比が全国と同じくらいであること、ii)介護保険料基準月額が高い保険者は区部に多く、市部で少ない。そして町村部ではそれらが混在すること、iii)積極的に多段階制を導入している保険者は区・市部に多く、標準に留まっているのは町村部に多いことを明らかにした。

②介護保険料設定における低所得者への対応については、iv)第5期に比べ、第1段階保険料率を標準以下に軽減している保険者数が減少していること、v)標準より高い第1段階保険料率を設定している保険者が島しょ部にあること、vi) 介護保険料基準月額と第1段階保険料率の関連がないことを明らかにした。

③介護保険料設定における高所得者への対応については、vii)最高段階保険料は、区部で高く、町村部で低いこと、viii)最高段階保険料は、保険料率だけでなく、基準額にも影響を受けていること、ix)最高段階保険料と最高段階対象所得には正の相関があることを明らかにした。

上記について、第5期までと違い、第6期における特徴としては、iv)とv)を挙げることができる。これらは、いずれも公費投入による低所得者の負担軽減策と消費

税率引き上げ延期によるその実施の一部見送りによるものである。また、先行研究では指摘されていなかったが、町村部を加えたことにより明らかになったのは、iii)とv)、vii)である。

最後に、本稿の限界として、データが東京の第6期の介護保険料に限定されるため、結論を一般化することはできないことをお断りしておく。ただし、東京には区部から島しょ部まで多様な保険者が存在し、平均的な介護保険料であることを考慮すれば、ある程度有益な結果が得られていると期待する。また、本稿では実態の把握が中心となり、データ同士の関連については、一部しか触れられなかった。さらなる詳細な分析については、今後の課題としたい。

## 注

- 1 実際には、2017年4月施行分については、消費税率引き上げの延期に伴い、実施が見送られた。

## 引用文献

- 厚生労働省 2015 第6期計画期間・平成37年度等における介護保険の第1号保険料及びサービス見込み量等について (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000083954.html>) 2015年5月1日閲覧
- 鈴木力雄 2006 介護保険料は値上がり、所得段階は多様化 月刊東京273号 27-30
- 鈴木力雄 2007 所得段階別に見た介護保険料—所得段階の設定でも区市格差を助長— 月刊東京277号 50-54
- 鈴木力雄 2009 東京都区市における第四期介護保険料—介護保険料は変わらず、増加した所得段階数— 月刊東京304号 45-48
- 鈴木力雄 2010a 東京都区市における第四期介護保険料(2)—引き上げられた最高保険料率と最高保険料率対象所得— 月刊東京309号 45-48
- 鈴木力雄 2010b 東京都区市における第四期介護保険料(H21~23)(3)—所得段階別に見た第1号介護保険料— 月刊東京312号 45-48
- 鈴木力雄 2013a 東京都区市における第五期介護保険料—介護保険料は上昇に転じ、所得段階数はさらに増加— 月刊東京342号 45-48
- 鈴木力雄 2013b 東京都区市における第五期介護保険料(2)—介護保険料は低所得者に配慮されているか?— 月刊東京348号 45-48

鈴木力雄 2014 東京都区市における第五期介護保険料(3)―高所得者における介護保険料の自治体格差―  
月刊東京352号 45-48

社会保険研究所 2015 医療介護総合確保推進法の解説  
平成27年4月 介護保険法の改正点 社会保険研究所

渡辺潤 2003 介護保険料の据え置きは区部3区、市部  
5区―区市部で平均8%の値上げ― 月刊東京235号  
26-27